



福井労働局

厚生労働省

～ふくいの「働く」を支えます～

Press Release

令和8年1月26日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 西村 直樹

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定を答申

福井地方労働審議会（会長：橋本 康弘）は、令和7年12月12日、福井労働局長（石川 良国）から「福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定について」の諮問を受け、福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、本日、福井労働局長に対して答申を行いました。

答申の内容は、別紙のとおりです。

これを受けて、同日、福井労働局長は同審議会の答申要旨を公示し、本年2月10日まで関係家内労働者及び委託者の意見聴取を行います。

【主な改正内容】

- ねじ込みの工程は、これまで座金の組込み作業を含むものに限っていましたが、「座金の組込み作業を含まないもの」を追加します。
- ろう付けの工程は、ろう付けの前工程である「銀ろう貼り」を追加します。
- ろう付けの工程は、全ての部位に適用されるよう変更します。
- 各業務の最低工賃額は、1円00銭～5円00銭引き上げます。

別 紙

福井県眼鏡製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

1 適用する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表の工程欄、規格欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	部位	材質	金額
ねじ込み(仮ねじによるものを除く)	座金の組込み作業を含むもの	丁番	金枠	1か所につき 6円50銭
		丁番を除く		1か所につき 5円50銭
	座金の組込み作業を含まないもの		チタン	1か所につき 3円50銭
			金枠(チタンを除く)	1か所につき 3円50銭
ろう付け	銀ろう貼り		チタン	1か所につき 2円00銭
	銀ろう貼り以外のもの		金枠(チタンを除く)	1か所につき 20円00銭
			チタン	1か所につき 25円00銭
粗磨き(自動機械によるものを除く)		テンプル	チタン	1本につき 14円00銭

4 効力発生の日

法定どおり